

電子契約についてのお知らせ

文京区では令和7年10月1日より、契約事務の効率化及びDX推進の観点から、以下の対象案件について、電子契約を試行的に導入いたしますので、お知らせ致します。

契約管財課契約であって、

- ①土木部が締結する工事請負契約及び委託契約（工事委託（設計、監理等）含む。）
- ②企画政策部情報政策課が締結する委託契約

電子契約による契約締結に承諾いただける場合は、「電子契約利用申出書」に必要事項をご記入のうえ、案件ごとにご提出ください。

※**令和8年度の年度当初契約**（4月1日契約締結分）については、**対象外**とさせていただきます。予めご了承ください。

【メリット】

- ①印刷・製本・押印・持参（郵送）の手間の削減（時間の削減）
- ②コストの削減（用紙代、印刷代、郵送代等）
- ③印紙税が不要

【留意事項】

※ 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。

※ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

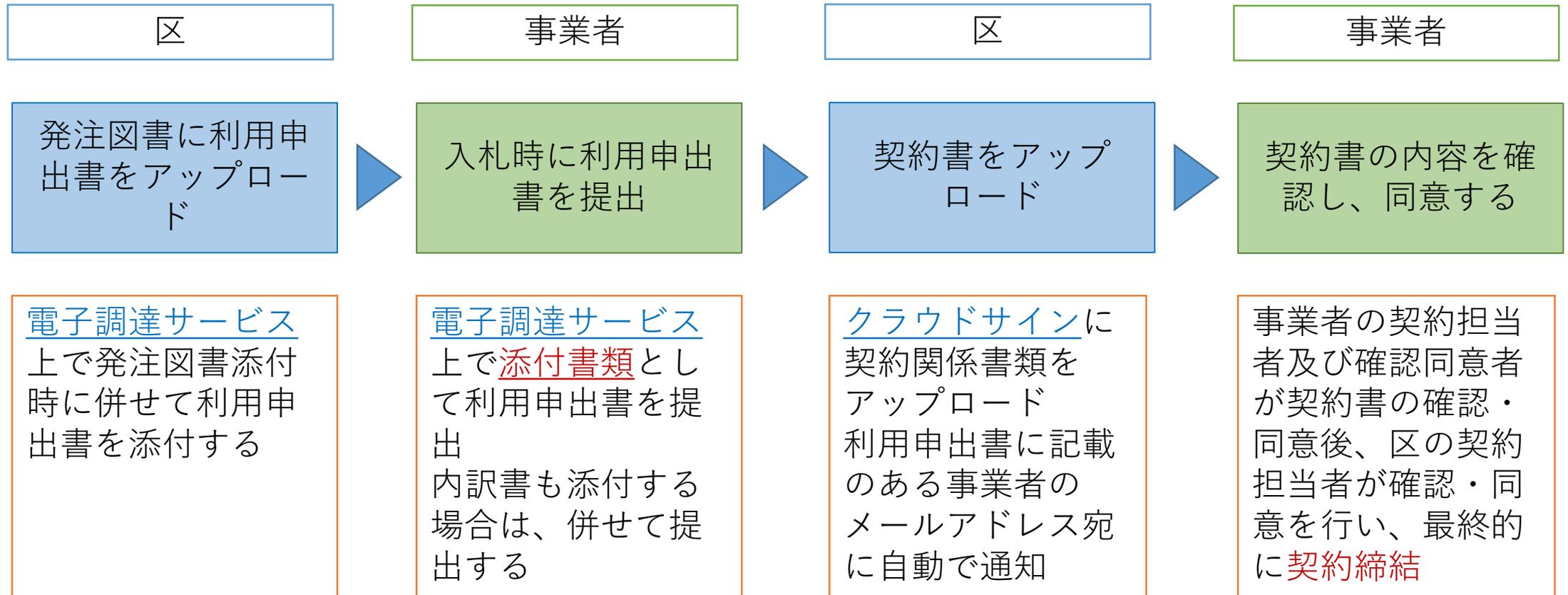
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

※ 入札時に内訳書の添付が必要な案件の場合は、内訳書と同一のデータにてご提出ください。

※ 入札案件の場合、落札決定後原則 5 開庁日以内にクラウドサインにアップロードさせていただきます。その後クラウドサイン（support@cloudsign.jp）からメールが送信されますので、送信日より原則 5 営業日以内に確認及び同意をしていただくようご協力お願い致します。（区の決裁状況により、アップロードが遅れる場合がございます。予めご了承ください。）

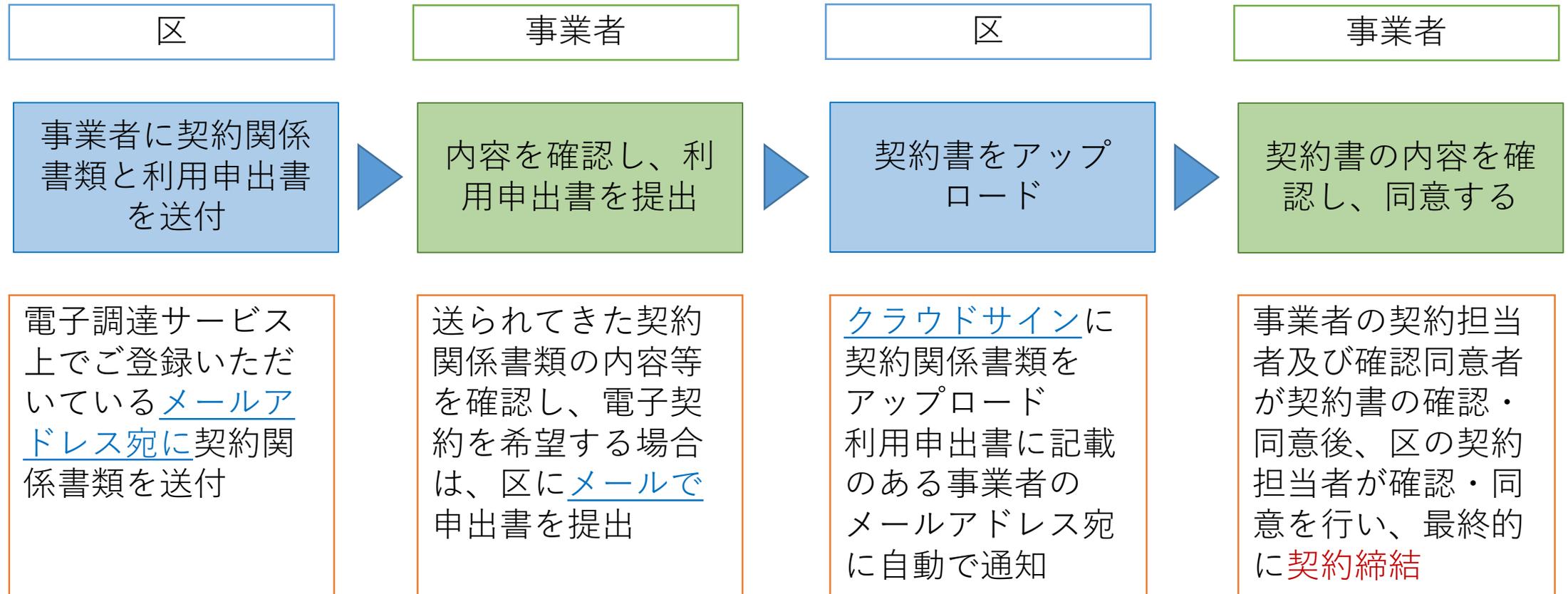
電子契約フロー図（入札（見積競争を含む）案件）

- ・ 入札書提出期限までに、電子調達サービスの添付機能を利用してご提出ください。
また、契約書に添付書類がある場合には、落札後メールでご提出ください。



電子契約フロー図（特命随意契約案件）

- ・一度文京区にご登録いただいているメールアドレスに契約関係書類を送付致しますので、内容をご確認いただいた上、ご希望の場合は、メールにてご提出ください。



アップロード対象の書類について

以下の書類につきましては、電子契約の対象とさせていただきます。

(クラウドサインにアップロードさせていただきます。)

- ・ 仮契約及び議決決定通知書
- ・ 契約変更関係書類 (原則として原契約を電子契約で締結した案件を対象とします。)

※原契約時にご提出いただいた申出書から担当者、確認同意者等の情報 (メールアドレス等) に変更がない場合であっても、改めて申出書をご提出ください。

【アップロード対象外の書類】 ※従来どおり紙でご提出ください。

- ・ 積算内訳書
- ・ 履行保険保証 (契約保証証書)
- ・ 再委託関係書類

※見積書につきましては、**印不要様式**でご提出ください。(不落随契時含む。)
なお、見積書はクラウドサインのアップロード対象ではございません。